

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(35)……………	3
江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(36)……………	3
江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(37)……………	3
江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(38)……………	3
江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(39)……………	4
江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例(40)……………	4

◎規 則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(80)……………	5
江東区知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則(81)……………	6
水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(82)……………	6
江東区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則(83)……………	7
江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則(84)……………	13
江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則(85)……………	21
江東区区民農園条例施行規則の一部を改正する規則(86)……………	27
江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(87)……………	28
江東区契約事務規則の一部を改正する規則(88)……………	28
江東区私立保育所等施設整備資金融資基金条例施行規則等の一部を改正する規則(89)……………	28
江東区スポーツネット利用者登録に関する	

規則及び江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則(90)……………	29
江東区死体解剖保存法施行細則等の一部を改正する規則(91)……………	29
江東区職員の結核休養に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(92)……………	30

◎訓 令

江東区職員服務規程等の一部改正(13)……………	31
--------------------------	----

◎告 示

児童遊園の面積変更について(375)……………	32
国土調査による地図及び簿冊の作成公告について(378)……………	34
建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路指定の変更について(380)……………	34
令和5年度江東区各会計歳入歳出決算の認定に伴う手続きについて(382)……………	34
保管自転車の処分について（令和6年10月上旬期）(384)……………	34
指定管理者の指定について（自転車駐車場）(399)……………	34
指定地域密着型サービス事業所の指定について(406)……………	35
指定地域密着型サービス事業所の廃止について(407)……………	35
指定居宅介護支援事業所の廃止について(408)……………	35
指定居宅介護支援事業所の廃止について(409)……………	36

◎告 示（教）

令和6年第10回江東区教育委員会定例会の招集(15)……………	36
令和6年第5回江東区教育委員会臨時会の招集(16)……………	36

◎告 示（選）

令和6年10月27日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第15区）におけるポスター掲示場の設置(49)……………	37
選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(50)……………	54
令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所について(51)……………	54
令和6年10月27日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における	

期日前投票所について (52)	56
令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙における在外選挙人の期日前投票所について (53)	56
令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任について (54)	56
令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者の選任について (55)	56
令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時について (56)	56
令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院 (比例代表選出) 議員選挙における開票管理者及び同職務代理者の選任 (57)	56
令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院 (比例代表選出) 議員選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時について (58)	56
令和 6 年 10 月 15 日付江東区選挙管理委員会告示第 54 号の一部を改める告示 (59)	57
令和 6 年 10 月 15 日付江東区選挙管理委員会告示第 54 号の一部を改める告示 (60)	57
令和 6 年 10 月 15 日付江東区選挙管理委員会告示第 54 号の一部を改める告示 (61)	57
令和 6 年 10 月 15 日付江東区選挙管理委員会告示第 54 号の一部を改める告示 (62)	57
令和 6 年 10 月 15 日付江東区選挙管理委員会告示第 54 号の一部を改める告示 (63)	57

◎告 示 (選挙長)

令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙 (東京都第 15 区) における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時 (1)	57
---	----

◎区 議 会

区議会議決事項 (令和 6 年第 3 回定例会)	58
--------------------------------	----

条

例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月21日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第35号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年12月江東区条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第2の33の項中「児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」を「児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）」に改め、同表34の項、43の項及び44の項中「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」を「児童手当関係情報」に改め、同表45の項中「又は特例給付」を削り、同表46の項及び47の項中「児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報」を「児童手当関係情報」に改め、同表48の項中「児童扶養手当関係情報」の次に「、児童手当関係情報」を加える。

別表第3の3の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、規則で定める日から施行する。

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月21日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第36号

江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月江東区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「育児時間又は勤務時間条

例」を「育児時間、勤務時間条例」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の3第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第18条の3第1項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月21日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第37号

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月江東区条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項及び第2項中「第9条の4第1項及び第3項」の次に「並びに第16条の3第1項」を加える。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（子育て部分休暇）

第16条の3 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子その他規則で定める子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年10月21日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第38号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年 3 月江東区条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 2 項第 1 号中「172, 550 円」を「177, 950 円」に改め、同項第 2 号中「77, 890 円」を「81, 290 円」に改め、同項第 3 号中「86, 280 円」を「88, 980 円」に改め、同項第 4 号中「38, 900 円」を「40, 600 円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 6 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 新条例第 12 条第 2 項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 10 月 21 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 39 号

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 12 年 3 月江東区条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項及び第 2 項中「第 11 条の 3 第 1 項及び第 3 項」の次に「並びに第 18 条の 3 第 1 項」を加える。

第 18 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(子育て部分休暇)

第 18 条の 3 教育委員会は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子その他教育委員会規則で定める子を養

育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 6 年 10 月 21 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 40 号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江東区国民健康保険条例（昭和 34 年 11 月江東区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 36 条第 1 項」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 2 中「第 52 条」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 3 中「第 52 条の 2」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 4 中「第 53 条」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 9 条の 5 中「及び第 54 条の 3 第 3 項から第 5 項」を「並びに第 54 条の 3 第 4 項及び第 7 項から第 9 項」に改める。

第 9 条の 6 中「第 54 条の 2」の次に「及び第 54 条の 3 第 4 項」を加える。

第 24 条中「区長は」を「区長は、」に、「よって」を「よつて」に、「6 箇月」を「6 月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として 1 年）」に、「に限つて」を「を限つて」に改める。

第 28 条中「第 9 項」を「第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 24 条の規定は、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 12 月以後の期間に係るもの及び令和 7 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 6 年度分の保険料のうち令和 6 年 11 月以前の期間に係るもの及び令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）第 9 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

規

則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 10 月 21 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 80 号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則（平成 27 年 12 月江東区規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 33 の項中「（同法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の児童手当又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。以下同じ。）の支給に関する情報」を「の児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当支給関係情報」という。）」に、「児童手当法第 8 条第 1 項の児童手当又は特例給付の支給に関する情報」を「児童手当支給関係情報」に改め、同表 34 の項、43 の項及び 44 の項中「児童手当法第 8 条第 1 項の児童手当又は特例給付の支給に関する情報」を「児童手当支給関係情報」に改め、同表 45 の項中「（同法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）及び同法附則第 2 条第 3 項」を削り、「適用し、又は準用」を「適用」に改め、「又は特例給付（同法附則第 2 条第 1 項の給付をいう。以下同じ。）」を削り、「除き、同法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む」を「除く」に改め、同表 46 の項及び 47 の項中「児童手当法第 8 条第 1 項の児童手当又は特例給付の支給に関する情報」を「児童手当支給関係情報」に改め、同表 48 の項中

「 当該申請を行う者又は当該者の児童、配偶者若しくは扶養義務者に係る児童扶養手当支給関係情報 」

を

「 当該申請を行う者又は当該者の児童、配偶者若しくは扶養義務者に係る児童扶養手当支給関係情報 」

「 当該申請を行う者又は当該者の児童若しくは配偶者に係る児童手当支給関係情報 」

に、

「 当該届出を行う者又は当該者の児童、配偶者若しくは扶養義務者に係る児童扶養手当 」

支給関係情報	」
当該届出を行う者又は当該者の児童、配偶者若しくは扶養義務者に係る児童扶養手当支給関係情報	
当該届出を行う者又は当該者の児童若しくは配偶者に係る児童手当支給関係情報	」

に改める。

別表第 3 の 3 の項中「又は特例給付」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 8 1 号

江東区知的障害者福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(江東区知的障害者福祉法施行細則の一部改正)

第 1 条 江東区知的障害者福祉法施行細則(昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 6 号)の一部を次のように改正する。

別記第 8 号様式中「印」を削る。

別記第 1 2 号様式中「取扱責任者印」を「取扱責任者名」に改める。

別記第 1 6 号様式中「**印**」を削る。

(江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部改正)

第 2 条 江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成 2 4 年 3 月江東区規則第 1 6 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 8 号様式中「印」を削る。

(江東区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部改正)

第 3 条 江東区心身障害者福祉手当条例施行規則(昭和 4 9 年 1 0 月江東区規則第 4 5 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 2 号様式中「**印**」を削る。

(障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の一部改正)

第 4 条 障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則(昭和 6 1 年 3 月江東区規則第 1 7

号)の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中「受領印」を「受領者名」に、「取扱者印」を「取扱者名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区知的障害者福祉法施行細則、江東区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則、江東区心身障害者福祉手当条例施行規則及び障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 8 2 号

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則(昭和 4 3 年 8 月江東区規則第 3 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 号様式、第 3 号様式、第 4 号様式、第 6 号様式中「**印**」を削る。

第 7 号様式中「**印**」を削り、

「	住	所	押 印
」			

を

「	住	所
」		

」
に改め、第 11 号様式から第 14 号様式まで及び第 18 号様式中「」を削る。

（江東区駐車場条例施行規則の一部改正）

第 2 条 江東区駐車場条例施行規則（昭和 60 年 4 月江東区規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「取扱者印」を「取扱者名」に改める。

（江東区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部改正）

第 3 条 江東区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成 13 年 3 月江東区規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 4 号様式及び別記第 7 号様式から別記第 9 号様式までの規定中「」を削る。

別記第 11 号様式中「印」を削る。

（江東区自動車管理規則の一部改正）

第 4 条 江東区自動車管理規則（昭和 43 年 4 月江東区規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式中

「 運転者  印」

を

「 運転者」

に改める。

（江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例施行規則の一部改正）

第 5 条 江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例施行規則（昭和 61 年 3 月江東区規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式及び別記第 7 号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則、江東区駐車場条例施行規則、江東区議会政務活動費の交付に関する条例施行規則、江東区自動車管理規則及び江東区公益財団法人に対する助成等に関する条例

施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 10 月 21 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 83 号

江東区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険条例施行規則（昭和 34 年 11 月江東区規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、医師又は助産婦の証明若しくは戸籍の証明を得て」を削る。

第 3 条中「、医師又は戸籍の証明を得て」を削る。

第 5 条第 2 項中「6 月」の次に「（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る一部負担金については、当該被保険者の資力の活用が可能となるまでの期間として 1 年）」を加える。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

出産育児一時金支給申請書

年 月 日

江 東 区 長 殿

申 請 者 住所.....
 (世帯主) 氏名.....
 電話 ()

個人番号															
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記号 08 -	番号
---------	----

下記のとおり申請します。

記

金額	円
----	---

ただし、江東区国民健康保険条例第 10 条による出産育児一時金

出 生 関係事項	分娩年月日	年 月 日		出産 死産・流産 (妊娠 週)										
	分娩 医療機関	名 称												
		所在地												
母の氏名				生まれた子の氏名										
母の個人番号														

振 込 先 金 融 機 関	銀 行 信用金庫 信用組合				本 店 支 店 出張所					
	金融機関コード					支 店 コ ー ド				
振 込 口 座	普通 ・ 当座		口 座 番 号							
フリガナ										
口座名義人										

* 申請者以外の方がお届けに来られた場合は、ご記入ください。

住所	電話 ()
氏名	申請者との関係

別記第 2 号様式（第 3 条関係）

江 東 区 長 殿

申 請 者
（葬祭執行者）

			年			月			日
〒				一					
住所				☐ 都 ☐ 道				☐ 市 ☐ 区	
				☐ 府 ☐ 県				☐ 町 ☐ 村	
カナ						カナ			
姓						名			

電話（ ）

葬祭費支給申請書

下記のとおり申請します。

記

金額 円

ただし、江東区国民健康保険条例第 11 条による葬祭費

記 号 番 号		記号	0 8 -		番号					
個 人 番 号										
死亡者関係事項	死 亡 年 月 日			年		月				日
	死 亡 者 氏 名					年 月 日 生				
	死亡の原因 ※該当する項目にチェック	☐ 病気・老衰 ☐ 負傷・その他（第三者による加害行為： ☐ あり / ☐ なし）								
	葬祭執行日（告別式）			年		月				日
	続 柄 ※該当する続柄にチェック	申請者の ☐ 夫 ☐ 妻 ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他（ ）								

※ 申請者名義以外の口座に振り込む場合は、裏面もご記入ください。

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所							
	金融機関コード				支店コード					
振込口座	預金種類 ☐ 普通 ☐ 当座（ ）		口座番号							
	名義人氏名 （カタカナ）									

※ 申請者以外の方がお届けに来られた場合は、ご記入ください。

（住所）		（電話）（ ）	
（氏名）		申請者との関係	

年 月 日

委 任 状

私は、 を代理人と定め、次の権限を委任します。

葬祭費の受領に関すること。

委任者(申請者)の住所

委任者氏名 (自署)

受任者(代理人)の住所

フリガナ

受任者氏名

別記第 1 1 号様式及び別記第 1 2 号様式を次の
ように改める。

別記第11号様式(第3条の10関係)

結核医療給付金支給申請書

(年 月診療分)

年 月 日

江 東 区 長 殿

申請者(世帯主)

住 所

氏 名

電 話 ()

個人番号

下記のとおり申請します。

被保険者	記号	0 8 -				番号						
被保険者の 個人番号												
診療を受けた被保険者	氏名											
	生 年 月 日	年 月 日										

振 込 先	金融機関名	銀 行		支店名	本 店	
		信用金庫			支 店	
	金融機関コード		支店コード		出張所	
	口座種別	普 通 ・ 当 座		口座番号		
口座名義人	フリガナ					
	氏名					

別記第 1 2 号様式 (第 3 条の 1 0 関係)

精神医療給付金支給申請書

(年 月 診療分)

江 東 区 長 殿

申請者(世帯主)

年 月 日

住 所

氏 名

電 話 ()

個人番号

下記のとおり申請します。

被保険者	記号	0 8 -				番号								
被保険者の 個人番号														
診療を受けた被保険者	氏名													
	生 年 月 日	年 月 日												

振 込 先	金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合		支店名	本 店 支 店 出張所	
		金融機関コード			支店コード	
	口座種別	普 通 ・ 当 座		口座番号		
	口座名義人	フリガナ				
氏名						

別記第 1 8 号様式を次のように改める。

別記第 18 号様式 (第 5 条関係)

国民健康保険一部負担金減額・免除・徴収猶予申請書

年 月 日

江東区長殿

世帯主住所 江東区.....

氏 名.....

電 話.....(.....)

個人番号														
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり別紙証明書を添えて申請します。

記

療 養 の 給 付 を 受 け る 被 保 険 者													続 柄		
氏 名						個人番号									
年 月 日生(歳)															

減免・徴収猶予申請の概要

1 傷 病 名	2 発病・負傷										年 月 日
3 一部負担金の支払が困難な理由 〔詳しく具体的に書いてください。〕											
4 期 間	年	年	月	日	から	日頃まで	日間	予定	決定		
5 費 用	総	額	円	保険者負担分	円	一部負担金	円	予定	決定		
6 収 入											円

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区国民健康保険条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 10 月 21 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 84 号

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則（昭和 52 年 9 月江東区規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「、国民健康保険被保険者証を提示して」を削る。

第 5 条中「国民健康保険高額療養費資金請求書等と引き換えに」を「規定により資金の請求を受けたときは、請求者に対し、速やかに」に改める。

別記第 1 号様式から別記第 7 号様式までを次のように改める。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

江東区長 殿

借 受 者
(世帯主)

記 号 番 号	記号	08-		番 号			
個 人 番 号							
氏 名							
住 所							
電 話 番 号							

国民健康保険高額療養費資金貸付申請書

国民健康保険高額療養費資金の貸付けを受けたく、江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則第2条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

診 療 年 月	年 月			
療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日	個人番号 (マイナンバー)	療養を受けた医療機関の 名称及び所在地	総医療費	一部負担金
年 月 日 生			円	円
年 月 日 生			円	円
年 月 日 生			円	円
年 月 日 生			円	円
年 月 日 生			円	円

合計総医療費	円	合計一部負担金	円
--------	---	---------	---

[添付書類]

- ☐ 医療機関の発行した保険点数を確認できる請求書
☐ 上記請求書に代わるもの ()

別記第 2 号様式 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

国民健康保険高額療養費資金貸付可否決定通知書

年 月 日付で申請のあった国民健康保険高額療養費資金の貸付けについては、下記のとおり決定したので、江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則第 3 条の規定に基づき通知します。

記

1 決定の内容

☐ 資金の貸付けをします。

貸 付 額

--	--	--	--	--	--	--	--

☐ 資金の貸付けをしません。

理 由

--

2 条件

[行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 3 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

江東区長 殿

氏 名 印

住 所

国民健康保険高額療養費資金請求書

年 月 日付第 号により貸付けの決定のあった、国民健康保険高額療養費資金を貸付けされたく、下記のとおり請求します。

記

金 額								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

※一桁ずつ右詰めで記入し、先頭に「¥」を記入してください。

振込先 金融機関	銀 行			本 店				
	信用金庫			支 店				
	信用組合			出張所				
	金融機関コード			支店コード				
振込口座	☐ 普通 ☐ 当座()		口座番号					
	名義人氏名 (カタカナ)							

※名義人氏名は、濁点及び半濁点も 1 文字とし、姓と名の間を 1 文字空けて記載してください。

別記第 4 号様式 (第 4 条関係)

国民健康保険高額療養費資金借用書

借用金額							
------	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり国民健康保険高額療養費資金として、借用しました。

年 月 日

江東区長 殿

氏 名

住 所

※記名押印又は世帯主本人による署名をしてください。

別記第 5 号様式（第 4 条関係）

委 任 状

私は、江東区長に、下記の事項を委任します。

記

- 1 国民健康保険高額療養費支給申請書で申請する 年 月分の療養に係る
高額療養費のうち、借用した国民健康保険高額療養費資金（ 年 月 日付第
号）相当額の受領に関すること。
- 2 上記 1 により受領した高額療養費資金相当額をもって当該国民健康保険高額療養費資
金の償還を行うこと。

以上

年 月 日

江東区長 殿

氏 名

住 所

※記名押印又は世帯主本人による署名をしてください。

別記第 6 号様式 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

国民健康保険高額療養費資金清算通知書

国民健康保険高額療養費資金の貸付金 (年 月 日付第 号) について、あなたの世帯の国民健康保険高額療養費 (年 月診療分) により、下記のとおり清算したので通知します。

記

療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日	療養を受けた医療機関の名称及び所在地	総医療費	一部負担金
年 月 日 生		円	円
年 月 日 生		円	円
年 月 日 生		円	円
年 月 日 生		円	円
年 月 日 生		円	円
①一部負担金の額の合計		②自己負担限度額	③高額療養費の額(①-②)
円		円	円
④貸付額(償還額)		⑤清算残額(高額療養費支給額③-④)	
円		円	

☐ 清算残額 (高額療養費) を以下のとおり支給します。

支給額: 円 支給予定日: 年 月 日

☐ 清算残額 (償還不足額) を以下のとおり納付してください。

納付額: 円 納付期限: 年 月 日

別記第7号様式（第7条関係）

年 月 日

江東区長 殿

借 受 者
（世帯主）

記 号 番 号	記 号	08-			番 号			
個 人 番 号								
氏 名								
住 所								
電 話 番 号								

氏 名 等 変 更 届

下記のとおり（☐ 住所・☐ 氏名）を変更したので届け出ます。

記

氏 名	変更前	
	変更後	
住 所	変更前	
	変更後	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月21日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第85号

江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則の一部を改正する規則

江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則（平成13年10月江東区規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、国民健康保険被保険者証を提示して」を削る。

別記第1号様式から別記第5号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

年 月 日

江東区長 殿

申 込 者
(世帯主)

記 号 番 号	記号	08-		番 号			
個 人 番 号							
氏 名							
住 所							
電 話 番 号							

国民健康保険出産費資金貸付申込書兼相殺契約申込書

国民健康保険出産費資金の貸付けを受けたいので、証明書等を添え、下記のとおり申し込みます。

また、国民健康保険出産費資金の貸付けの申込みを行うに当たり、出産後に江東区から支給される出産育児一時金と出産費資金償還金を対等額において相殺する旨の停止条件付相殺契約についても併せて申し込みます。

記

被 保 険 者 証	記 号 番 号	08-	個人番号	
出 産 予 定 の 被 保 険 者	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	資格取得者	年	月	日
出産予定年月日	年 月 日			
出 産 予 定 の 医 療 機 関	名 称			
	所 在 地			

受 付 番 号	第 号
貸付決定番号	第 号
貸 付 決 定 日	年 月 日
貸 付 決 定 額	円
入 力 日	年 月 日
清 算 日	年 月 日

別記第 2 号様式（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

江東区長

国民健康保険出産費資金貸付決定通知書兼相殺契約書

年 月 日付で申込みのあった国民健康保険出産費資金の貸付け及び停止条件付相殺契約について、下記のとおり決定（承諾）したので、江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則第 3 条の規定に基づき通知します。

記

貸 付 額

--	--	--	--	--	--	--	--

【相殺契約条項】

貸付資金の償還については、次の事項により行いますので、ご注意ください。

- 1 貸付期間は、当該貸付期間に係る江東区国民健康保険出産育児一時金が支給されるまでの間としますので、出産後 4 週間以内に出産育児一時金の申請をしてください。
- 2 相殺については、出産育児一時金支給時に、出産育児一時金と当該貸付資金償還額を対等額において相殺し、その差額を支給します。
- 3 当該貸付資金に係る出産を予定する被保険者がその資格を喪失したときは、区長が指定する期日までに、貸付金額の全額を償還していただきます。
- 4 次に該当したときは、貸付資金を即時償還していただきます。
 - (1) 偽りの申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。
 - (2) 貸付資金を貸付けの目的以外に使用したとき。
 - (3) 貸付けの条件に従わなかったとき。

〔行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示〕

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 3 号様式 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

江東区長

国民健康保険出産費資金貸付不承認通知書

年 月 日付で申込みのあった国民健康保険出産費資金の貸付けについては、下記の理由により貸付けをしないことに決定したので江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則第 3 条の規定に基づき通知します。

記

理 由

[行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示]

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、江東区長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、江東区を被告として（訴訟において江東区を代表する者は江東区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第 4 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

江東区長 殿

氏 名 印

住 所

国民健康保険出産費資金請求書

年 月 日付第 号により貸付けの決定のあった、国民健康保険出産費
資金を貸付けされたく、下記のとおり請求します。

記

金 額							
-----	--	--	--	--	--	--	--

※一桁ずつ右詰めで記入し、先頭に「¥」を記入してください。

振込先 金融機関	銀 行 信用金庫 信用組合			本 店 支 店 出張所			
	金融機関コード			支店コード			
振込口座	□普通 □当座()		口座番号				
	名義人氏名 (カタカナ)						

※名義人氏名は、濁点及び半濁点も 1 文字とし、姓と名の間を 1 文字空けて記載してください。

別記第 5 号様式 (第 4 条関係)

国民健康保険出産費資金借用証書

借用金額								
------	--	--	--	--	--	--	--	--

上記のとおり国民健康保険出産費資金として、借用しました。

年 月 日

江東区長 殿

氏 名

住 所

※記名押印又は世帯主本人による署名をしてください。

別記第 7 号様式を次のように改める。

別記第7号様式（第7条関係）

年 月 日

江東区長 殿

借 受 者
(世帯主)

記 号 番 号	記号	08-		番 号			
個 人 番 号							
氏 名							
住 所							
電 話 番 号							

氏 名 等 変 更 届

下記のとおり（☐ 住所・☐ 氏名）を変更したので届け出ます。

記

氏 名	変更前	
	変更後	
住 所	変更前	
	変更後	

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区区民農園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年10月21日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第86号

江東区区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

江東区区民農園条例施行規則（平成10年3月江東区規則第27号）の一部を次のように改正す

る。

別記第 2 号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区区民農園条例施行規則の別記第 2 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 8 7 号

江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 1 6 年 1 2 月江東区規則第 6 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の別記第 1 号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 8 8 号

江東区契約事務規則の一部を改正する規則

江東区契約事務規則（昭和 3 9 年 3 月江東区規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 条各号列記以外の部分中「並びに」を「及び」に改め、同条第 1 号中「契約書の」を「契約書（契約内容を記録した電磁的記録を含む。第 4 2 条第 2 項及び第 3 項を除き、以下同じ。）の」に、「当事者双方が契約書に記名押印した後」を「当該契約の確定後」に改める。

第 4 2 条第 1 項中「2 通」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 契約担当者は、契約内容を記録した電磁的記録を作成するときは、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 4 条第 5 項の規定による総務省令で定める措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 1 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の江東区契約事務規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

江東区私立保育所等施設整備資金融資基金条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 8 9 号

江東区私立保育所等施設整備資金融資基金条例施行規則等の一部を改正する規則

（江東区私立保育所等施設整備資金融資基金条例施行規則の一部改正）

- 第 1 条 江東区私立保育所等施設整備資金融資基金条例施行規則（昭和 5 9 年 4 月江東区規則第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 2 号様式、別記第 4 号様式、別記第 5

号様式及び別記第 9 号様式中「**印**」を削る。

（江東区児童館条例施行規則の一部改正）

- 第 2 条 江東区児童館条例施行規則（昭和 4 4 年 4 月江東区規則第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

（江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）

- 第 3 条 江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成 4 年 1 2 月江東区規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「**印**」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前

の江東区私立保育所等施設整備資金融資基金条例施行規則、江東区児童館条例施行規則及び江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区スポーツネット利用者登録に関する規則及び江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 10 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 90 号

江東区スポーツネット利用者登録に関する規則及び江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部を改正する規則

（江東区スポーツネット利用者登録に関する規則の一部改正）

第 1 条 江東区スポーツネット利用者登録に関する規則（平成 21 年 3 月江東区規則第 38 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「 会社名 印
代表者 印 」
を
「 会社名
代表者 」
に改める。

（江東区中小企業融資基金条例施行規則の一部改正）

第 2 条 江東区中小企業融資基金条例施行規則（昭和 44 年 3 月江東区規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式中「」を削る。

別記第 5 号様式中「」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区スポーツネット利用者登録に関する規則及び江東区中小企業融資基金条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区死体解剖保存法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 10 月 31 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 91 号

江東区死体解剖保存法施行細則等の一部を改正する規則

（江東区死体解剖保存法施行細則の一部改正）

第 1 条 江東区死体解剖保存法施行細則（平成 12 年 3 月江東区規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式中「印」を削る。

（江東区理容師法施行条例施行規則の一部改正）

第 2 条 江東区理容師法施行条例施行規則（平成 24 年 3 月江東区規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「照合印」を「照合者名」に改める。

（江東区美容師法施行条例施行規則の一部改正）

第 3 条 江東区美容師法施行条例施行規則（平成 24 年 3 月江東区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中「照合印」を「照合者名」に改める。

（江東区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行規則の一部改正）

第 4 条 江東区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行規則（平成 30 年 3 月江東区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

（江東区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部改正）

第 5 条 江東区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成 11 年 3 月江東区規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

別記第 19 号様式、別記第 21 号様式及び別記 22 号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区死体解剖保存法施行細則、江東区理容師法施行条例施行規則、江東区美容師法施行条例施行規則、江東区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例施行規則及び江東区感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区職員の結核休養に関する条例施行規則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 9 2 号

江東区職員の結核休養に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(江東区職員の結核休養に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 江東区職員の結核休養に関する条例施行規則(昭和 3 0 年 4 月江東区規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式及び別記第

8 号様式中「」を削る。

(江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則(平成 4 年 3 月江東区規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式中「印」を削る。

(江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第 3 条 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成 1 0 年 3 月江東区規則第 3 2 号)の一部を次のように改正する。

別記第 2 号の 2 様式、別記第 3 号の 2 様式及び別記第 3 号の 3 様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改める。

別記第 3 号の 4 様式から別記第 3 号の 6 様式まで及び別記第 5 号様式中「印」を削る。

(江東区職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

第 4 条 江東区職員の給与に関する条例施行規則(昭和 3 7 年 1 2 月江東区規則第 1 1 号)の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中

「 氏名  」

を

「 氏名 」

に改める。

別記第 3 号様式中「」を削る。

別記第 4 号様式中「」を削る。

(江東区職員の住居手当に関する規則の一部改正)

第 5 条 江東区職員の住居手当に関する規則(昭和 4 6 年 3 月江東区規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

「

フリガナ 氏 名		
-------------	--	---

 」

を

「

フリガナ 氏 名	
-------------	--

 」

に改める。

(江東区職員の単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第 6 条 江東区職員の単身赴任手当に関する規則(平成 2 年 8 月江東区規則第 3 5 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「

氏名	印
----	---

 」

を

「

氏名

 」

に改める。

(江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正)

第 7 条 江東区職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和 3 2 年 7 月江東区規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式、別記第 2 号様式、別記第 4 号様式から別記第 5 号様式まで及び別記第 7 号様式中「」を削る。

別記第 8 号様式中「」及び「」を削る。

別記第 9 号様式中「印」を削る。

別記第 1 0 号様式及び別記第 1 1 号様式中

「」及び「」を削る。

別記第 1 3 号様式中

「

氏 名	印

 」

氏	名

に改め、「印」を削る。

別記第 1 4 号様式から別記第 1 5 号の 4 様式まで及び別記第 1 7 号様式から別記第 1 8 号の 3 様式までの規定中「印」を削る。

別記第 2 1 号様式中「印」を削り、

「 公共職業安定所長 印 」
を
「 公共職業安定所長 」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区職員の結核休養に関する条例施行規則、江東区職員の育児休業等に関する条例施行規則、江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則、江東区職員の給与に関する条例施行規則、江東区職員の住居手当に関する規則、江東区職員の単身赴任手当に関する規則及び江東区職員の退職手当に関する条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓

令

◎江東区訓令甲第 1 3 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員服務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 1 0 月 3 1 日

江東区長 大久保 朋 果

江東区職員服務規程等の一部を改正する規程

（江東区職員服務規程の一部改正）

第 1 条 江東区職員服務規程（令和 2 年 3 月江東区訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中「印」を削る。

別記第 2 号様式中「印」を削る。

別記第 3 号様式中「印」を削る。

別記第 5 号様式から別記第 7 号様式までの規定中「印」を削る。

（江東区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部改正）

第 2 条 江東区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程（昭和 4 2 年 6 月江東区訓令甲第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「印」を削る。

（江東区職員の育児休業等に関する規程の一部改正）

第 3 条 江東区職員の育児休業等に関する規程（平成 2 0 年 4 月江東区訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改める。

別記第 2 号様式中「請求者印」を「請求者」に、「承認権者印」を「承認権者」に、「担当者印」を「担当者」に改め、「印」を削る。

別記第 3 号様式中

「 氏名 印 」

を

「 氏名 」

に改める。

（江東区職員の兼業許可等に関する事務取扱規程

の一部改正)

第 4 条 江東区職員の兼業許可等に関する事務取扱規程（昭和 5 0 年 4 月江東区訓令甲第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式中「印」を削る。

（江東区清掃事務所労働安全衛生保護具措置規程の一部改正）

第 5 条 江東区清掃事務所労働安全衛生保護具措置規程（平成 1 2 年 4 月江東区訓令甲第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「印」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令達の日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の江東区職員服務規程、江東区職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程、江東区職員の育児休業等に関する規程、江東区職員の兼業許可等に関する事務取扱規程及び江東区清掃事務所労働安全衛生保護具措置規程の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告

示

◎江東区告示第 3 7 5 号

江東区立児童遊園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 4 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、以下の児童遊園の面積を令和 6 年 1 0 月 1 1 日から変更する。

令和 6 年 1 0 月 1 1 日

江東区長 大久保 朋 果

1 面積を変更する児童遊園

名称	位置
江東区立清水橋児童遊園	江東区毛利二丁目 1 1 番 1 号 江東区毛利二丁目 1 3 番 4 3 号

2 面積

別図のとおり

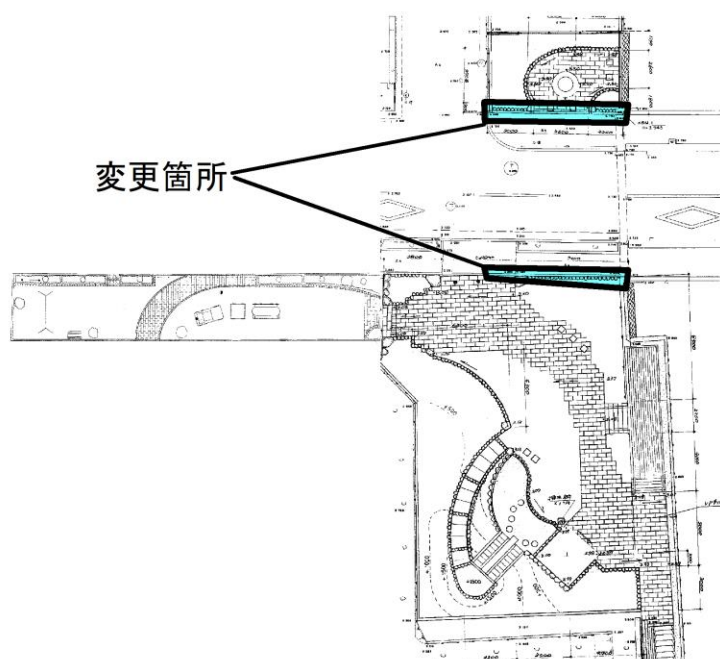
[別図]

名	称	江東区立清水橋児童遊園
位	置	江東区毛利二丁目11番1号 江東区毛利二丁目13番43号
児童遊園面積	変更前:	583.52㎡
	変更後:	576.1㎡(−7.42㎡)

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 3 7 8 号

国土調査による地図及び簿冊の作成公告について

枝川二丁目地域内の土地について、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）による地籍調査（街区境界調査）を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第 2 1 条の 2 第 3 項の規定により公告する。なお、当該地図及び簿冊は、下記のとおり一般の閲覧に供する。

令和 6 年 1 0 月 1 6 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 地図及び簿冊の名称
街区境界調査図・街区境界調査簿
- 2 閲覧期間
令和 6 年 1 0 月 1 7 日から
2 0 日間
令和 6 年 1 1 月 5 日まで
- 3 閲覧場所
枝川区民館
枝川三丁目 6 番 1 6 号（令和 6 年 1 0 月 1 7 日～2 0 日）
江東区防災センター 3 階境界確定係窓口
東陽四丁目 1 1 番 2 8 号（令和 6 年 1 0 月 2 1 日～令和 6 年 1 1 月 5 日）
- 4 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- 5 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 6 閲覧は、期間中毎日 9 時 3 0 分から 1 7 時までで行うこととする。（ただし、1 0 月 2 6 日、2 7 日、1 1 月 2 日、3 日、4 日を除く）。

◎江東区告示第 3 8 0 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路について、下記のとおり指定の変更（一部取消し）をした。

なお、関係図面は、本区都市整備部建築課において縦覧に供する。

令和 6 年 1 0 月 1 7 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 変更（一部取消し）に係る道路の種類
法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路
- 2 変更（一部取消し）の年月日
令和 6 年 1 0 月 1 7 日

- 3 変更（一部取消し）に係る道路の位置
江東区南砂四丁目 7 0 1 番 1 2 の一部、7 0 1 番 1 6 の一部
7 0 1 番 1 8 の一部、7 0 1 番 2 1 の一部、7 0 1 番 2 4 の一部
- 4 変更（一部取消し）に係る道路の延長及び幅員
取消し 幅員 4. 0 0 m 延長 2 3. 8 2 m
取消し（非常用通路）幅員 2. 0 0 m 延長 2 0. 1 4 m

◎江東区告示第 3 8 2 号

令和 6 年 1 0 月 2 1 日江東区議会において認定された下記の令和 5 年度江東区各会計歳入歳出決算の要領を、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 条第 6 項の規定に基づき、監査委員の意見と併せて、各会計歳入歳出決算書のとおり公表する。

令和 6 年 1 0 月 2 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 令和 5 年度江東区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 5 年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
- 3 令和 5 年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
- 4 令和 5 年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 5 令和 5 年度江東区各会計決算審査意見書・江東区各基金運用状況審査意見書・江東区財政健全化審査意見書

◎江東区告示第 3 8 4 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 6 年 1 0 月 2 3 日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙省略]

◎江東区告示第 3 9 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、自転車駐車場の

指定管理者を下記のとおり指定したので告示する。

令和6年10月31日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 江東区立自転車駐車場(Aブロック)

(1) 施設の名称

江東区立清澄白河駅地下自転車駐車場、江東区立森下駅自転車駐車場、江東区立森下駅第二自転車駐車場、江東区立門前仲町黒船橋自転車駐車場、江東区立門前仲町駅自転車駐車場、江東区立門前仲町駅第二自転車駐車場、江東区立越中島駅自転車駐車場、江東区立木場平木橋自転車駐車場、江東区立木場舟木橋自転車駐車場、江東区立木場自転車駐車場、江東区立木場第二自転車駐車場、江東区立木場沢海橋自転車駐車場

(2) 指定管理者

東京都中央区日本橋小網町7番2号
サイカパーキング株式会社
代表取締役 森井 清

(3) 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

2 江東区立自転車駐車場(Bブロック)

(1) 施設の名称

江東区立住吉駅地下自転車駐車場、江東区立住吉駅自転車駐車場、江東区立東陽町駅自転車駐車場、江東区立東陽町駅第二自転車駐車場、江東区立東陽町駅第三自転車駐車場、江東区立東陽町駅第四自転車駐車場、江東区立西大島駅自転車駐車場、江東区立西大島駅第二自転車駐車場、江東区立大島駅地下自転車駐車場、江東区立大島駅自転車駐車場、江東区立東大島駅前自転車駐車場、江東区立東大島駅自転車駐車場、江東区立東大島駅東自転車駐車場

(2) 指定管理者

東京都中央区日本橋小網町7番2号
サイカパーキング株式会社
代表取締役 森井 清

(3) 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)

◎江東区告示第406号

介護保険法第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同

法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年11月5日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 介護保険事業所番号

1390800736

2 事業所の名称及び所在地

あづま家デイサービス亀戸中央
江東区亀戸5-6-1常光ビル1階

3 事業者の名称、所在地及び代表者

有限会社川内鉄工工業
江東区亀戸7-61-6-607セザール
亀戸
代表取締役 和田 龍吉

4 指定年月日

令和6年11月1日

5 サービスの種類

地域密着型通所介護

◎江東区告示第407号

介護保険法第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年11月5日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 介護保険事業所番号

1371211960

2 事業所の名称及び所在地

ドレミハウス世田谷デイサービス
東京都世田谷区給田4-20-8

3 事業者の名称、所在地及び代表者

ドレミハウス株式会社
東京都世田谷区給田4-20-8
代表取締役 福岡 欽也

4 廃止年月日

令和6年10月31日

5 サービスの種類

地域密着型通所介護

◎江東区告示第408号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年11月5日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 6 6 6 1
- 2 事業所の名称及び所在地
ケア 2 1 大島
東京都江東区大島 6 - 9 - 7 メイゾンキム
ラ 1 0 2 号室
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ケア 2 1
大阪府大阪市北区堂島 2 - 2 - 2
代表取締役 依田 雅
- 4 廃止年月日
令和 6 年 1 0 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 4 0 9 号

介護保険法第 8 2 条第 2 項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 6 年 1 1 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 3 6 5 0
- 2 事業所の名称及び所在地
ラック亀戸
東京都江東区亀戸 1 - 8 - 5 小林ビルディング 1 F
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ラックコーポレーション
東京都墨田区京島 1 - 4 7 - 1 7
代表取締役 長島 肇
- 4 廃止年月日
令和 6 年 1 0 月 3 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 1 5 号

下記により、令和 6 年第 1 0 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 6 年 1 0 月 2 2 日

江東区教育委員会
教育長 本 多 健一朗
記

- 1 日時 令和 6 年 1 0 月 2 5 日 (金)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第 1 1 教育長職務代理者の指定について
- 4 報告事項
(1) 令和 6 年第 3 回区議会定例会 (教育委員会関係) について ほか

◎江東区教育委員会告示第 1 6 号

下記により、令和 6 年第 5 回江東区教育委員会臨時会を招集する。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日

江東区教育委員会
教育長 本 多 健一朗
記

- 1 日時 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 (木)
午前 1 0 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
日程第 1 1 教育委員会委員の議席の指定について

告 示 （ 選 ）

◎江東区選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第1項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第15区）におけるポスター掲示場を、別紙のとおり設置する。

令和6年10月14日

江東区選挙管理委員会

令 和 6 年 1 0 月 2 7 日 執 行
衆 議 院 議 員 選 挙

ポスター掲示場設置場所一覧表

江 東 区 選 挙 管 理 委 員 会

設置総数 444 箇所

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
1 - 1	新大橋1-5-3	新大橋永谷マンション・新一公園北側
1 - 2	新大橋3-8-7	森下駅第2自転車駐車場東側
1 - 3	新大橋3-1-15	区立八名川小学校北側
1 - 4	新大橋3-1-15	区立八名川小学校西側
1 - 5	森下1-3-17	深川神明宮北側
1 - 6	新大橋3-1-15	区立八名川小学校東側
1 - 7	森下1-3-17	深川神明宮西側石柵
1 - 8	常盤2-12-1	区立常盤二丁目児童遊園
2 - 1	森下3-5-16	区立森下三丁目第一児童遊園
2 - 2	森下2-5-16	区立森下公園北側
2 - 3	森下2-5-16	区立森下公園南側
2 - 4	森下4-16-2	区立森下四丁目児童遊園
2 - 5	森下3-13-9	区立高森公園
2 - 6	森下4-9-22	区立深川第一中学校東側
2 - 7	森下4-9-22	区立深川第一中学校西側
2 - 8	森下3-13-13	コープ森下東側
3 - 1	白河1-5-15	区立白河一丁目公園東側
3 - 2	清澄2-11-5	区立清澄二丁目公園北側
3 - 3	白河1-3-26	深川江戸資料館東側植込
3 - 4	清澄2-2	都立清澄公園北側植込み
3 - 5	清澄3-3	都立清澄庭園東側入口横堀
3 - 6	三好1-4-14	松林院コンクリート塀
3 - 7	清澄2-2	都立清澄公園南側植込み
3 - 8	清澄3-3	都立清澄庭園児童公園部分南側
4 - 1	森下5-1-7	都立墨田工業高等学校北側
4 - 2	森下5-6-1	区立森下五丁目児童遊園西側
4 - 3	白河3-18-17	区立白河三丁目水辺公園
4 - 4	白河4-9-17	区立元加賀幼稚園南側
4 - 5	白河4-3-19	区立元加賀小学校東側鉄柵
4 - 6	白河4-3-27	区立元加賀公園南東側
4 - 7	白河4-3-27	区立元加賀公園南側
4 - 8	三好4-1-1	東京都現代美術館北東側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
5 - 1	平野4-6	都立木場公園「東京都現代美術館前」バス停前
5 - 2	平野2-8-5	銭高組平野住宅「フォンテーヌ平野」前
5 - 3	平野3-6-13	区立深川第六中学校東側
5 - 4	平野2-4-25	浄心寺南側
5 - 5	平野3-3-9	木場公園平野三丁目ハイツ北側
5 - 6	平野2-2-42	東浴信用組合平野倉庫西側
5 - 7	平野3-3先	区立福富川公園広場
5 - 8	平野4-6-1	都立木場公園西側「木場公園」バス停前
6 - 1	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側東寄り
6 - 2	毛利2-13	都立猿江恩賜公園北側西寄り
6 - 3	毛利1-14-1	区立深川第七中学校西側
6 - 4	毛利2-2-2	区立毛利小学校体育館通用門横
6 - 5	毛利1-14-1	区立深川第七中学校東側
6 - 6	毛利2-13	都立猿江恩賜公園(毛利2丁目)南側
6 - 7	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側ティアラ江東寄り
6 - 8	住吉2-28	都立猿江恩賜公園(住吉2丁目)北側住吉駅寄り
7 - 1	住吉1-19-20	区立住利公園南側
7 - 2	住吉1-12-2	区立東川小学校北側
7 - 3	住吉1-12-2	区立東川小学校西側
7 - 4	住吉1-8-13	区立住吉一丁目公園
7 - 5	猿江1-11-5	区立猿江一丁目公園北側
7 - 6	猿江2-16-18	都立墨東特別支援学校
7 - 7	猿江1-5-3	エステート猿江北側鉄柵
8 - 1	扇橋1-20-1	区営扇橋一丁目アパート1号棟東側
8 - 2	扇橋1-20-9	区立扇橋一丁目児童遊園西側
8 - 3	石島18-5	区立扇橋小学校西側
8 - 4	石島18-23	区立扇橋公園南側
8 - 5	千石1-12-12	区立深川第四中学校東側
8 - 6	千石1-7-8	区立千石児童遊園
8 - 7	千石1-5-28	区立千石運動公園東側
8 - 8	千石1-5-7	東京都タクシーメーター深川検査場西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
9 - 1	扇橋3-20-11	区立扇橋三丁目公園南側
9 - 2	扇橋3-7-16	区立三島橋公園北側
9 - 3	千田16-5	区立江東公園西側
9 - 4	海辺1-3	区立川南海辺公園西側
9 - 5	千石2-9-12	区立川南小学校北側
9 - 6	千石2-7-4	区立千石公園西側
9 - 7	千石2-9-22	区立川南公園南側
9 - 8	千石3-2-11	都立大江戸高等学校南側
10 - 1	佐賀2-8-26	区立中の堀公園
10 - 2	深川1-11-18	区立亀堀公園北側（地区集会所前）
10 - 3	深川1-6-15	区立深川一丁目保育園東側
10 - 4	深川1-6-38	区立亀堀公園南側
10 - 5	佐賀1-15-5	区立佐賀町公園
10 - 6	冬木22-10	区立深川第二中学校西側
10 - 7	深川1-3-10	区立深川一丁目児童遊園
10 - 8	冬木22-10	区立深川第二中学校プール南側
10 - 9	冬木6-23	区立武田堀公園
11 - 1	永代1-7-8	区立永代公園
11 - 2	門前仲町1-20-1	区立油堀川公園
11 - 3	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校北側
11 - 4	門前仲町1-1-6	区立臨海小学校東側
11 - 5	門前仲町1-1-1	区立臨海公園西側
11 - 6	門前仲町1-1-1	区立臨海公園南側
11 - 7	越中島1-3-4	区立越中島一丁目児童遊園
11 - 8	越中島1-3-23	越中島プール南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
12 - 1	富岡1-17-9	区立深川公園庭球場側
12 - 2	富岡1-18-7	区立数矢小学校裏門横
12 - 3	富岡1-14-10	区立深川公園南側
12 - 4	富岡1-16-10	区立深川公園富岡八幡宮側
12 - 5	富岡1-20	区立八幡堀遊歩道南側
12 - 6	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園北側
12 - 7	牡丹2-1-2	区立牡丹町公園東側
12 - 8	牡丹3-14-9	牡丹町住宅駐車場南側
13 - 1	古石場1-11-11	古石場福祉会館南側
13 - 2	古石場1-12	区立古石場川親水公園
13 - 3	越中島2-16-13	区立調練橋公園北側
13 - 4	越中島2-2	東京海洋大学プール正面塀
13 - 5	越中島3-7-1	区立深川第三中学校西側
13 - 6	古石場2-14-4	区立古石場二丁目児童遊園
13 - 7	越中島3-6-38	区立越中島小学校正門横
13 - 8	越中島3-3-1	都立第三商業高等学校南側
14 - 1	木場4-1	都立木場公園西側
14 - 2	木場3-8	区立木場親水公園北側
14 - 3	木場3-6-9	区立木場三丁目公園
14 - 4	木場5-7	都立木場公園東側
14 - 5	木場5-7	都立木場公園南側
14 - 6	木場2-11-1	江東区道路事務所南側
14 - 7	木場1-2-2	区立平久小学校東側
14 - 8	木場6-4-18	区立平久公園
14 - 9	古石場3-1-4	区立古石場三丁目公園

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
15－1	東陽5－13	区立横十間親水公園
15－2	東陽5－29－39	区立東陽五丁目公園東側
15－3	東陽5－32－19	都立深川高等学校東側
15－4	東陽5－32－9	都立深川高等学校西側
15－5	東陽3－23－20	東京都交通局東陽操車所東側
15－6	東陽3－27－27	区立東陽公園南側
15－7	東陽3－8－11	区立沢海橋第二児童遊園
15－8	東陽3－22－1	都営東陽三丁目アパート1号棟北側
16－1	東陽6－3	うるおいの木かげ道路横十間川沿い植込み
16－2	東陽6－1－13	区立豊住公園北側
16－3	東陽6－1－13	区立豊住公園東側緑地
16－4	東陽4－11－45	都立江東特別支援学校北側
16－5	東陽4－11	江東区役所北側駐車場前植込み
16－6	東陽4－11	江東区役所西側緑地
16－7	東陽4－11－3	江東区文化センター南側植込み
16－8	東陽4－3－12	都営東陽四丁目アパート12号棟北側
17－1	東陽1－29	区立洲崎川緑道公園
17－2	東陽2－1－20	区立南陽小学校西側
17－3	東陽2－1－8	区立東陽中学校北側
17－4	東陽2－3－6	区立教育センター西側植込み
17－5	東陽2－1－8	区立東陽中学校西側
17－6	東陽2－3－6	東陽図書館南遊歩道
17－7	東陽1－39－8	区立東陽一丁目第二公園北側
17－8	東陽1－19	東陽一丁目子供の広場跡地北側
18－1	塩浜1－3－10	江東区塩浜保育園
18－2	塩浜1－4－4	区立浜園公園
18－3	塩浜1－5－3	都営塩浜一丁目アパート北側
18－4	塩浜1－5－1	都営塩浜一丁目アパート西側
18－5	枝川1－8－5	区立朝風公園北側
18－6	枝川1－6－19	区立枝川一丁目公園東側
18－7	枝川1－5－1	都営枝川一丁目アパート南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
19 - 1	塩浜2-26-8	区立塩浜二丁目児童遊園東側
19 - 2	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(東寄)
19 - 3	塩浜2-21-14	区立深川第八中学校南側(西寄)
19 - 4	塩浜2-10-14	区立塩浜公園南側
19 - 5	塩浜2-27	東京地下鉄(株) 深川アルファ96東側
19 - 6	塩浜2-11-6	社会福祉事業団新幸荘南側
19 - 7	塩浜2-5-15	社会福祉事業団新塩崎荘北側入口横
19 - 8	塩浜2-6-3	区立塩崎保育園植込み
20 - 1	枝川3-5-3	区立枝川小学校北側
20 - 2	枝川3-11	区立暁橋公園西側
20 - 3	枝川3-5-3	区立枝川小学校西側
20 - 4	枝川3-5-3	区立枝川小学校東側
20 - 5	枝川3-3-5	区立枝川三丁目公園西側
20 - 6	枝川2-18	区立枝川橋第二児童遊園北側
20 - 7	潮見1-29	都営潮見一丁目アパート遊園北側
20 - 8	潮見1-29	江東区清掃事務所西側鉄柵
21 - 1	豊洲1-3-15	区立豊洲一丁目公園
21 - 2	豊洲1-2-27	豊洲ハイライズ南側コンクリート壁
21 - 3	豊洲3-6-1	区立豊洲北小学校正門脇植込み
21 - 4	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園南側
21 - 5	豊洲3-5	区立豊洲三丁目公園子どもの広場西側
21 - 6	豊洲3-4-8	ホームセンタースーパービバホーム豊洲店南側
22 - 1	豊洲4-5-30先	区立豊洲四丁目公園北部西側
22 - 2	豊洲4-3	区立豊洲四丁目第二公園
22 - 3	豊洲4-5	区立豊洲四丁目公園南部西側
22 - 4	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲四丁目団地1号棟スロープ脇
22 - 5	豊洲4-4-4	区立豊洲小学校南門横植込み
22 - 6	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校北側
22 - 7	豊洲4-10	UR都市機構 豊洲4丁目団地2号棟南西側
22 - 8	豊洲4-11-18	区立深川第五中学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
23 - 1	東雲1-7	区立東雲緑道公園南部鉄柵
23 - 2	東雲1-8	都営東雲一丁目アパート4号棟児童遊園前
23 - 3	東雲2-4-17	区立東雲公園西側
23 - 4	東雲2-7-41	東京都交通局東雲庁舎植込み
23 - 5	東雲2-7-6	区立東雲二丁目公園
23 - 6	東雲2-4-11	区立東雲小学校北側
23 - 7	東雲2-4-11	区立東雲小学校西側
23 - 8	有明2-10	区立有明小・中学校北側
24 - 1	東雲1-9-46	グランチャ東雲南東側植込
24 - 2	東雲1-9	東雲キャナルコート21号棟北側
24 - 3	東雲1-9	ブリリアイスト東雲キャナルコート西側
24 - 4	東雲1-9	東雲キャナルコート19号棟南側
24 - 5	東雲1-9先	区立東雲水辺公園
24 - 6	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟北東側
24 - 7	東雲1-9	東雲キャナルコート14号棟東側
25 - 1	辰巳1-5-15	住宅供給公社辰巳しのめ住宅南側
25 - 2	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート46号棟南側
25 - 3	辰巳1-8	都営辰巳一丁目アパート44号棟南側
25 - 4	辰巳1-1	辰巳橋東側鉄柵
25 - 5	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北側
25 - 6	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校北東側
25 - 7	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南東側
25 - 8	辰巳1-1-22	区立第二辰巳小学校南側
26 - 1	辰巳2-5-1	住宅供給公社辰巳あけぼの住宅入口横
26 - 2	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート48号棟北側
26 - 3	辰巳1-9	都営辰巳一丁目アパート61号棟南側
26 - 4	辰巳1-10	都営辰巳一丁目アパート64号棟北側
26 - 5	辰巳2-1	七号地港湾住宅駐車場フェンス
26 - 6	辰巳1-10-57	区立辰巳中学校東側鉄柵
26 - 7	辰巳1-11-1	区立辰巳小学校西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
27 - 1	亀戸3-36-20	区立亀島小学校記念公園
27 - 2	亀戸3-51-10	新和自動車(株)北側
27 - 3	亀戸3-57-22	香取神社東側
27 - 4	亀戸4-26-22	区立香取小学校南側
27 - 5	亀戸4-27-6	区立香取公園東側
27 - 6	亀戸3-6	亀戸天神社東側駐車場
27 - 7	亀戸4-43-8	区立亀戸四丁目公園けやきひろば北側
27 - 8	亀戸4-51-1	区立第二亀戸中学校西側
27 - 9	亀戸4-35-12	宝蓮寺南側
28 - 1	亀戸2-6-50	区営亀戸野球場北側
28 - 2	亀戸2-6-3	UR都市機構 亀戸二丁目団地3号棟東側
28 - 3	亀戸2-6	UR都市機構 亀戸二丁目団地1号棟東側
28 - 4	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校北側
28 - 5	亀戸2-5-7	区立第一亀戸小学校西側
28 - 6	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所西側
28 - 7	亀戸2-2-20	東京電力パワーグリッド(株)墨東制御所南側
28 - 8	亀戸2-4-13	区立文泉公園南側
29 - 1	亀戸5-22-22	区立水神小学校西側
29 - 2	亀戸5-22-22	区立水神小学校東側
29 - 3	亀戸5-22-22	区立水神小学校南側
29 - 4	亀戸8-2	都立亀戸中央公園北側
29 - 5	亀戸8-2	都立亀戸中央公園スポーツセンター向側
29 - 6	亀戸8-2	都立亀戸中央公園西側
29 - 7	亀戸8-2	都立亀戸中央公園南西側
29 - 8	亀戸5-44-8	白石工業(株)北側
30 - 1	亀戸1-9-5	区立亀戸西公園東側
30 - 2	亀戸1-22	区立亀戸公園西側
30 - 3	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校北側
30 - 4	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校西側
30 - 5	亀戸1-12-10	区立第三亀戸中学校南側
30 - 6	亀戸1-24-6	区立亀戸第三保育園南側
30 - 7	亀戸1-15-10	区立堅川第一公園北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
31－1	亀戸6－62－5	亀戸駅東口自転車駐車場
31－2	亀戸6－30－1先	区立亀戸緑道公園北詰
31－3	亀戸6－20－8先	区立亀戸緑道公園中詰
31－4	亀戸6－18	区立亀戸南公園東側
31－5	亀戸6－36－1	区立第二亀戸小学校東側
31－6	亀戸6－47	区立亀戸平岩公園北側
31－7	亀戸6－7－9先	区立亀戸緑道公園南詰
31－8	亀戸6－33－10	区立竪川河川敷公園
32－1	亀戸9－33	区立亀戸九丁目緑道公園
32－2	亀戸9－22－4	区立浅間竪川小学校北側
32－3	亀戸9－37－23	区立亀戸運動公園南側
32－4	亀戸9－33	住宅供給公社亀戸九丁目住宅駐車場入口
32－5	亀戸9－19	区立亀戸九丁目公園
32－6	亀戸7－15－5	区立亀戸七丁目北公園南側
32－7	亀戸9－21－13	株野村工務店横
32－8	亀戸9－19－7	日商岩井亀戸マンション西側鉄柵
33－1	亀戸7－42	都営亀戸七丁目第三アパート7号棟北側
33－2	亀戸7－39－9	区立亀戸図書館前
33－3	亀戸7－8－13	区立亀戸東公園西側
33－4	亀戸7－57－12	都営亀戸七丁目アパート12号棟東側
33－5	亀戸7－56－3	都営亀戸七丁目アパート3号棟南側
33－6	亀戸7－65－12	中央学院大学中央高等学校東側
33－7	亀戸7－67－2	コーシャハイム亀戸七丁目西側
34－1	亀戸9－9	区立亀戸緑地公園北寄り
34－2	亀戸9－9	区立亀戸緑地公園南側
34－3	亀戸9－2－2	区立亀戸中学校正門横
34－4	亀戸9－15－1	区立亀戸浅間公園北側
34－5	亀戸9－15－1	区立亀戸浅間公園南側
34－6	亀戸9－13－1	東京城東病院東側植込み
34－7	亀戸9－13－1	東京城東病院南側植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
35 - 1	大島2-27-19	区立大島防災公園南側
35 - 2	大島2-11-7	区立大島二丁目公園西側
35 - 3	大島2-41-4	区立第一大島小学校西側
35 - 4	大島2-1	都営地下鉄排気塔南側
35 - 5	大島2-41-4	区立第一大島小学校南側
35 - 6	大島1-34-8	区立大島一丁目公園北側
35 - 7	大島1-2-31	都立科学技術高等学校東側
35 - 8	大島1-2-31	都立科学技術高等学校西側
35 - 9	大島1-2-31	都立科学技術高等学校南側
36 - 1	大島3-22-1	都立城東高等学校北側
36 - 2	大島3-7先	区立大島緑道公園城東高校西側
36 - 3	大島3-26-1	大島三丁目団地1号棟南側
36 - 4	大島3-27-18	区立第二大島中学校北側
36 - 5	大島3-9先	区立大島緑道公園城東高校南西側
36 - 6	大島3-15-10付近	区立大島緑道公園内大島なかよし保育園前
36 - 7	大島3-14先	区立大島緑道公園城東郵便局西側
37 - 1	大島4-5-1	江東区総合区民センター北側植込
37 - 2	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地7号棟北側
37 - 3	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地2号棟北側
37 - 4	大島4-1	UR都市機構 大島四丁目団地1号棟西側
37 - 5	大島4-18-5	区立大島南央小学校西側
37 - 6	大島4-18-5	区立大島南央小学校南側
37 - 7	大島4-1	住宅供給公社西大島住宅西側鉄柵
37 - 8	大島4-1-23	区立大島西中学校東側
38 - 1	大島5-15-13	都営大島五丁目第2アパート13号棟北側
38 - 2	大島5-14-11	都営大島五丁目第2アパート11号棟西側
38 - 3	大島5-38-1	区立大島幼稚園東側
38 - 4	大島5-38-1	区立大島幼稚園西側
38 - 5	大島5-52	区立第二大島小学校(仮校舎)東側
38 - 6	大島5-24-4	都営大島五丁目第2アパート4号棟北側
38 - 7	大島5-27	区立大島五丁目公園南東側
38 - 8	大島5-27	区立大島五丁目公園南側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
39－1	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟東側
39－2	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地7号棟西側
39－3	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地6号棟西側
39－4	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地5号棟東側
39－5	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地3号棟西側
39－6	大島6－7－8	区立第四大島小学校西側
39－7	大島6－7－8	区立第四大島小学校東側
39－8	大島6－1	UR都市機構 大島六丁目団地2号棟南側
40－1	大島9－7－9	都営大島九丁目アパート9号棟南側
40－2	大島7－28－1	UR都市機構 大島七丁目団地東側
40－3	大島7－27－17	区立大島七丁目公園北側
40－4	大島9－5－3	区立第三大島小学校北側
40－5	大島7－16	区立こどもの広場北側
40－6	大島9－5－3	区立第三大島小学校南側
40－7	大島7－39－2	区立第三大島幼稚園東側
40－8	大島7－39－3	UR都市機構 東大島駅前ハイツ3号棟西側
41－1	大島9－2	都立大島・小松川公園わんさか広場北側
41－2	大島8－11－3	都営大島八丁目第2アパート3号棟北側
41－3	大島8－11－2	都営大島八丁目第2アパート2号棟西側
41－4	大島9－2	都立大島・小松川公園わんさか広場西側バス停前
41－5	大島8－11－5	都営大島八丁目第2アパート5号棟南側
41－6	大島8－40－13	区立第五大島小学校南側正門前
41－7	大島8－39－22	イトーピア東大島マンション東側鉄柵
41－8	大島8－12－22	区立大島中学校南側
42－1	北砂2－16先	区立北砂緑道公園西側
42－2	北砂1－3－25	区立北砂第二公園
42－3	北砂1－1	北一団地自治会集会所東側
42－4	北砂1－2－9	江東区スポーツ会館駐輪場前
42－5	北砂1－3－36	区立北砂小学校正門横
42－6	北砂1－1－4	区立北砂保育園東側コンクリート塀
42－7	北砂1－1－6	区立北砂一丁目公園南側
42－8	南砂1－5－30	ウィンザーハイム南砂北側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
43 - 1	北砂2-9-14	区立北砂二丁目公園西側
43 - 2	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅東側
43 - 3	北砂4-13-23	区立砂町小学校西側
43 - 4	北砂2-1-37	志演尊空神社石垣
43 - 5	北砂4-13-23	区立砂町小学校正門横
43 - 6	北砂4-19-30	北砂四丁目住宅南側
43 - 7	北砂4-20-24	区立砂町中央公園東側植込み
43 - 8	南砂5-6-1	区立境川公園西側
44 - 1	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂北側
44 - 2	北砂3-5-41	ゾンネンハイム北砂南側植込み
44 - 3	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所北側
44 - 4	北砂3-3-5	日本通運(株)小名木川事業所西側
44 - 5	北砂5-22-10	区立小名木川小学校正門横
44 - 6	北砂5-22-10	区立小名木川小学校南側
44 - 7	北砂5-1-2	区立北砂公園西側植込み
44 - 8	北砂5-1-7	江東区砂町文化センター南側植込み
45 - 1	北砂5-20-16	区立亀高小学校東側鉄柵
45 - 2	北砂5-20-16	区立亀高小学校正門横
45 - 3	北砂5-20-17	区立第四砂町中学校南側
45 - 4	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地7号棟西側植込み
45 - 5	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地2号棟東側植込み
45 - 6	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟北側植込み
45 - 7	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地5号棟東側植込み
45 - 8	北砂5-20	UR都市機構 北砂五丁目団地4号棟東側植込み
46 - 1	北砂6-16-12	丸八児童遊園東側
46 - 2	北砂6-19	区立仙台堀川公園緑道南東側
46 - 3	北砂6-16-28	区立砂町中学校南側
46 - 4	北砂6-26-6	区立第六砂町小学校裏門横
46 - 5	北砂6-26-8	亀高公園園内
46 - 6	北砂6-26-8	区立亀高公園東側
46 - 7	北砂6-27-24	森工業(株)垣根

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
47 - 1	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート22号棟東側
47 - 2	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート13号棟南側
47 - 3	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート集会所東側
47 - 4	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート16号棟南側
47 - 5	東砂2-13	都営東砂二丁目アパート1号棟南側
47 - 6	東砂2-6-5	都営東砂二丁目第3アパート5号棟西側
47 - 7	東砂2-12-14	区立東砂小学校東側
47 - 8	東砂2-12-14	区立東砂小学校西側
48 - 1	東砂1-2	区立東砂一丁目公園南西側
48 - 2	東砂1-2-1	都営東砂一丁目アパート1号棟西側
48 - 3	東砂3-16	区立東砂三丁目公園北側
48 - 4	東砂1-5-3	区立東砂第三保育園東側
48 - 5	東砂3-17-17	区立東砂三丁目第二公園南側
48 - 6	東砂3-19-5	区立東砂三丁目第2児童遊園北側
48 - 7	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門西側
48 - 8	東砂3-21-5	区立第七砂町小学校正門東側
49 - 1	東砂4-20-20	区立城東公園北側駐輪場鉄柵
49 - 2	東砂4-20-20	区立城東公園西側植込み
49 - 3	東砂4-20-2	愛和病院南側鉄柵
49 - 4	北砂7-7-1	UR都市機構 北砂7丁目団地正面植込み
49 - 5	北砂7-2-30	区立北砂七丁目児童遊園南側植込み
49 - 6	東砂5-6-12	日本ウイリング(株)平和工場北側塀
49 - 7	東砂5-10	東砂五丁目ハイツ4号棟前公園
49 - 8	北砂7-9	区立仙台堀川公園入口植込み
50 - 1	南砂1-3-18	区立南砂一丁目第二公園東側
50 - 2	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校東側鉄柵
50 - 3	南砂1-2-18	区立第二南砂中学校南側
50 - 4	南砂1-16-8	東江運輸(株)駐車場南側
50 - 5	南砂1-1-6	区立南砂一丁目公園
50 - 6	南砂1-1先	区立仙台堀川公園
50 - 7	南砂2-13-18	区立第四砂町小学校北側
50 - 8	南砂2-24	区立南砂二丁目公園西側

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
51 - 1	南砂5-24先	区立仙台堀川公園内砂町魚釣場跡地北側フェンス
51 - 2	南砂5-24	都営南砂五丁目アパート9号棟東側植込み
51 - 3	南砂5-19-13	区立金森公園北側
51 - 4	南砂5-19	区立仙台堀川公園内広場
51 - 5	南砂4-4	区立南砂四丁目公園南東側柵
51 - 6	南砂6-5-7	区立南砂六丁目公園南側鉄柵
51 - 7	南砂4-3-21	区立南砂四丁目西公園
51 - 8	南砂6-7-52	区立江東図書館前
52 - 1	東砂7-17-30	区立第二砂町小学校東側
52 - 2	東砂7-18	区立仙台堀川公園砂町魚釣場跡地横鉄柵
52 - 3	東砂7-15-3	区立砂町公園南側植込み
52 - 4	東砂7-19-24	都立東高等学校正門横植込み
52 - 5	東砂7-13-10	都営東砂七丁目アパート10号棟北側
52 - 6	東砂7-13-9	都営東砂七丁目アパート9号棟南側鉄柵
52 - 7	東砂7-19	区立仙台堀川公園南東側塀(柵)
53 - 1	南砂2-3-20	区立南砂中学校北側
53 - 2	南砂2-3-20	区立南砂中学校西側
53 - 3	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅テニスコート金網
53 - 4	南砂2-3-21	区立南砂小学校体育館東側
53 - 5	南砂2-3-13	区立明治小学校(仮校舎)西側
53 - 6	南砂2-3-21	区立南砂小学校東側
53 - 7	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅7号棟南側植込み
53 - 8	南砂2-3-23	区立南砂二丁目南公園南側
53 - 9	南砂2-3	住宅供給公社南砂住宅1号棟南側植込み
54 - 1	南砂3-11	都営南砂三丁目アパート12号棟横集会所東側
54 - 2	南砂3-14	区立南砂三丁目公園内グラウンド東側植込み
54 - 3	南砂3-10-3	区立第三砂町中学校正門横
54 - 4	南砂3-14-21	区立南砂三丁目公園東側
54 - 5	南砂7-14-18	富賀岡八幡宮南側石垣
54 - 6	南砂3-2	都営南砂三丁目第三アパート西側鉄柵
54 - 7	新砂3-3-47	区立新砂のぞみ公園南側植込み
54 - 8	新砂3-3	都営新砂三丁目アパート駐車場植込み

投票区及び 掲示場番号	所 在 地	設 置 場 所
55－1	東砂7－5－27	区立第五砂町幼稚園北側金網
55－2	東砂7－5－17	区立東砂七丁目児童遊園西側鉄柵
55－3	東砂8－10－9	区立第二砂町中学校北側鉄柵
55－4	東砂8－10－9	区立第二砂町中学校東側鉄柵
55－5	東砂8－24	区立東砂八丁目公園
55－6	東砂8－10－9	区立第二砂町中学校南側鉄柵
55－7	東砂8－11－5	区立第五砂町小学校東側フェンス
55－8	新砂3－4－1	区立新砂めぐみ公園南側植込み
56－1	有明1－7－13	区立有明西学園東側
56－2	有明1－4－11	ブリリアマーレ有明南側植込み
56－3	有明1－7－13	区立有明西学園西側
56－4	有明2－3－5	江東区有明スポーツセンター北側
56－5	有明2－3－5	江東区有明スポーツセンター東側
57－1	豊洲2－3	区立豊洲公園東側植込み
57－2	豊洲2－3	区立豊洲公園南側
57－3	豊洲5－3	都営豊洲五丁目アパート東側植込み
57－4	豊洲5－1－35	区立豊洲西小学校北東側
57－5	豊洲6－2－1	区立豊洲六丁目第二公園
57－6	豊洲6－2－35	区立豊洲六丁目公園

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 6 年 1 0 月 1 4 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数
8, 6 5 2
- 2 選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
1 3 8, 7 6 1
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
7 2, 0 9 3

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 1 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 9 条の規定により、令和 6 年 1 0 月 2 7 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における、各投票区の投票所を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 0 月 1 5 日

江東区選挙管理委員会

投 票 所 一 覧

令和6年10月27日執行 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

投票区	投票所名	所在地
江東区第1投票区	八名川小学校	新大橋三丁目1番15号
江東区第2投票区	森下文化センター	森下三丁目12番17号
江東区第3投票区	ケイ・インターナショナルスクール東京	白河一丁目5番15号
江東区第4投票区	元加賀小学校	白河四丁目3番19号
江東区第5投票区	深川第六中学校	平野三丁目6番13号
江東区第6投票区	毛利小学校	毛利二丁目2番2号
江東区第7投票区	東川小学校	住吉一丁目12番2号
江東区第8投票区	扇橋小学校	石島18番5号
江東区第9投票区	千田福祉会館	千田21番18号
江東区第10投票区	明治小学校	深川二丁目17番26号
江東区第11投票区	臨海小学校	門前仲町一丁目1番6号
江東区第12投票区	数矢小学校	富岡一丁目18番7号
江東区第13投票区	深川第三中学校	越中島三丁目7番1号
江東区第14投票区	平久小学校	木場一丁目2番2号
江東区第15投票区	東陽小学校	東陽三丁目27番12号
江東区第16投票区	江東区役所	東陽四丁目11番28号
江東区第17投票区	東陽中学校	東陽二丁目1番8号
江東区第18投票区	深川南部保健相談所	枝川一丁目8番15-102号
江東区第19投票区	深川第八中学校	塩浜二丁目21番14号
江東区第20投票区	枝川小学校	枝川三丁目5番3号
江東区第21投票区	豊洲北小学校	豊洲三丁目6番1号
江東区第22投票区	豊洲小学校	豊洲四丁目4番4号
江東区第23投票区	東雲小学校	東雲二丁目4番11号
江東区第24投票区	グランチャ東雲	東雲一丁目9番46号
江東区第25投票区	第二辰巳小学校	辰巳一丁目1番22号
江東区第26投票区	辰巳中学校	辰巳一丁目10番57号
江東区第27投票区	香取小学校	亀戸四丁目26番22号
江東区第28投票区	第一亀戸小学校	亀戸二丁目5番7号
江東区第29投票区	水神小学校	亀戸五丁目22番22号
江東区第30投票区	第三亀戸中学校	亀戸一丁目12番10号
江東区第31投票区	第二亀戸小学校	亀戸六丁目36番1号
江東区第32投票区	浅間堅川小学校	亀戸九丁目22番4号
江東区第33投票区	青少年交流プラザ	亀戸七丁目41番16号
江東区第34投票区	亀戸中学校	亀戸九丁目2番2号
江東区第35投票区	第一大島小学校	大島二丁目41番4号
江東区第36投票区	第二大島小学校	大島三丁目16番2号
江東区第37投票区	大島南央小学校	大島四丁目18番5号
江東区第38投票区	大島幼稚園	大島五丁目38番1号
江東区第39投票区	第四大島小学校	大島六丁目7番8号
江東区第40投票区	第三大島小学校	大島九丁目5番3号
江東区第41投票区	大島中学校	大島八丁目12番22号
江東区第42投票区	北砂小学校	北砂一丁目3番36号
江東区第43投票区	砂町小学校	北砂四丁目13番23号
江東区第44投票区	小名木川小学校	北砂五丁目22番10号
江東区第45投票区	亀高小学校	北砂五丁目20番16号
江東区第46投票区	第六砂町小学校	北砂六丁目26番6号
江東区第47投票区	東砂小学校	東砂二丁目12番14号
江東区第48投票区	第七砂町小学校	東砂三丁目21番5号
江東区第49投票区	東砂スポーツセンター	東砂四丁目24番1号
江東区第50投票区	第四砂町小学校	南砂二丁目13番18号
江東区第51投票区	第三砂町小学校	南砂六丁目3番13号
江東区第52投票区	第二砂町小学校	東砂七丁目17番30号
江東区第53投票区	南砂小学校	南砂二丁目3番21号
江東区第54投票区	第三砂町中学校	南砂三丁目10番3号
江東区第55投票区	第二砂町中学校	東砂八丁目10番9号
江東区第56投票区	有明西学園	有明一丁目7番13号
江東区第57投票区	豊洲シビックセンター	豊洲二丁目2番18号

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 2 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 6 項により準用される第 39 条（及び第 40 条第 1 項但書）の規定により、令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を、次のとおり定める。

令和 6 年 10 月 15 日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号	令和 6 年 10 月 16 日から 10 月 26 日まで 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで
豊洲シビックセンター	江東区豊洲二丁目 2 番 18 号	
森下文化センター	江東区森下三丁目 12 番 17 号	
富岡区民館	江東区富岡一丁目 16 番 12 号	
小松橋区民館	江東区扇橋二丁目 1 番 5 号	
カメラアプラザ	江東区亀戸二丁目 19 番 1 号	
総合区民センター	江東区大島四丁目 5 番 1 号	
砂町区民館	江東区北砂四丁目 7 番 3 号	
南砂区民館	江東区南砂六丁目 8 番 3 号	

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 3 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される第 48 条の 2 第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙における在外選挙人に係る期日前投票所を、次のとおり指定する。

令和 6 年 10 月 15 日

江東区選挙管理委員会

期日前投票所の建物名称	所在地	当該期日前投票所を設ける期間及び時間
江東区役所	江東区東陽四丁目 11 番 28 号	令和 6 年 10 月 16 日から 10 月 26 日まで 午前 8 時 30 分から午後 8 時まで

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 4 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 6 年 10 月 15 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 5 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 37 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 24 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 6 年 10 月 15 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 6 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 64 条の規定により、令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 15 日

江東区選挙管理委員会

- 1 開票場所 江東区スポーツ会館
江東区北砂一丁目 2 番 9 号
- 2 開票日時 令和 6 年 10 月 27 日
午後 9 時開始

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 7 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 61 条第 2 項及び公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 67 条第 1 項の規定により、令和 6 年 10 月 27 日執行の衆議院（比例代表選出）議員選挙における開票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任した。

令和 6 年 10 月 15 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 5 8 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第62条第6項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院（比例代表選出）議員選挙における江東区開票区の開票立会人のくじを行う場所及び日時を、次のとおり告示する。

令和6年10月15日

江東区選挙管理委員会

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目11番28号
- 2 日時 令和6年10月24日
午後5時30分開始

◎江東区選挙管理委員会告示第59号

令和6年10月15日付江東区選挙管理委員会告示第54号の一部を別紙のように改める。

令和6年10月16日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第60号

令和6年10月15日付江東区選挙管理委員会告示第54号の一部を別紙のように改める。

令和6年10月17日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第61号

令和6年10月15日付江東区選挙管理委員会告示第54号の一部を別紙のように改める。

令和6年10月22日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第62号

令和6年10月15日付江東区選挙管理委員会告示第54号の一部を別紙のように改める。

令和6年10月22日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第63号

令和6年10月15日付江東区選挙管理委員会告示第54号の一部を別紙のように改める。

令和6年10月26日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

告 示 （ 選 挙 長 ）

◎衆議院議員選挙（東京都第15区）選挙長告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条で準用する第62条第6項の規定により、令和6年10月27日執行の衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第15区）における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和6年10月15日

衆議院（小選挙区選出）議員選挙（東京都第15区）

選挙長 小 西 典 子

- 1 場所 江東区役所
江東区東陽四丁目11番28号
- 2 日時 令和6年10月24日
午後5時30分開始

区 議 会

◎区議会議決事項 (令和 6 年第 3 回定例会)

9 月 1 9 日から 1 0 月 2 1 日まで会期 3 3 日間にわたって開会した令和 6 年第 3 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案 (区長提出)

- 議案第 8 4 号 保育所の指定管理者の指定について
 議案第 8 5 号 児童館の指定管理者の指定について
 議案第 8 6 号 子ども家庭支援センターの指定管理者の指定について
 議案第 8 7 号 区立都市公園の一部における指定管理者の指定について
 議案第 8 8 号 区民農園の指定管理者の指定について
 議案第 8 9 号 図書館の指定管理者の指定について
 議案第 9 0 号 自転車駐車場の指定管理者の指定について
 議案第 9 1 号 福祉会館の指定管理者の指定について
 議案第 9 2 号 江東区スポーツ会館改修工事請負契約
 議案第 9 3 号 江東区スポーツ会館電気設備改修工事請負契約
 議案第 9 4 号 江東区スポーツ会館機械設備改修工事請負契約
 議案第 9 5 号 江東区障害者福祉センター改修工事請負契約
 議案第 9 6 号 江東区障害者福祉センター電気設備改修工事請負契約
 議案第 9 7 号 江東区障害者福祉センター機械設備改修工事請負契約
 議案第 9 8 号 江東区深川南部保健相談所外 1 ケ所改修工事請負契約
 議案第 9 9 号 江東区深川南部保健相談所外 1 ケ所電気設備改修工事請負契約
 議案第 1 0 0 号 江東区深川南部保健相談所外 1 ケ所機械設備改修工事請負契約
 議案第 1 0 1 号 災害備蓄用ウェットティッシュ供給契約
 議案第 1 0 2 号 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び

提供に関する条例の一部を改正する条例

- 議案第 1 0 3 号 江東区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 1 0 4 号 江東区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 1 0 5 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 1 0 6 号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 1 0 7 号 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
 (以上 1 0 月 2 1 日原案可決)
 2 選任同意 (区長提出)
 議案第 1 0 8 号 江東区教育委員会委員選任同意方について
 大久保 善 子
 議案第 1 0 9 号 江東区監査委員選任同意方について
 佐 竹 敏 子
 (以上 1 0 月 2 1 日同意)
 3 議案 (議員提出)
 議員提出議案第 5 号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書
 (1 0 月 2 1 日原案可決)
 4 認定
 認定案第 1 号 令和 5 年度江東区一般会計歳入歳出決算
 認定案第 2 号 令和 5 年度江東区国民健康保険会計歳入歳出決算
 認定案第 3 号 令和 5 年度江東区介護保険会計歳入歳出決算
 認定案第 4 号 令和 5 年度江東区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
 (以上 1 0 月 2 1 日認定)
 5 請願・陳情
 6 陳情第 3 7 号 固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続について意見書の提出に関する陳情外 1 件 (同一趣旨の陳情外 1 件 6 陳情第 4 3 号)

- 5 陳情第 2 3 号 江東区立ドッグラン設置に
関する陳情
（以上 1 0 月 2 1 日採択）

